

八穂クリーンセンターへの 家庭ごみのお持ち込みについて

お手続きの 手順

持ち込むためにはまず、搬入当日に市役所の窓口でお手続きをお願いします。

持ち物

- ・搬入するごみ
- ・運転免許証等本人確認のできるもの
- ・ごみの発生場所の住所が分かるもの（該当の方のみ、注意事項を参照）

手順① 搬入当日、市役所にて受付

- ※本庁舎環境課以外にも立田・八開・佐織支所でも受付可能です。
- ・持っていくごみを分別した状態で市役所窓口へお越しください。
- ・窓口にて協議書（申請書）に記入し、職員がごみの現物を確認したら搬入指示書を発行します。

搬入指示書が無ければ八穂クリーンセンターへごみの搬入はできません

手順② 八穂クリーンセンターへ持込み

- ・搬入指示書を受付で提示し、職員の指示に従ってごみを搬入します。
- ・ごみの重さに応じて処理手数料の支払いをします。（現金払いです）
※10kgにつき200円（10kg未満の場合、10kgとして計算します）

手順①②を時間内に終了する必要があります。
余裕をもって市役所窓口にお越しください。

時間：午前9時00分～11時45分、午後1時～4時15分

※午前は12時、午後は4時30分までに荷下ろしを済ませ、
センターから退場していただく必要があります。

注意事項

- 原則、八穂クリーンセンター職員による荷下ろしは行いません。
搬入された方ご自身で荷下ろしをお願いします。
- 搬入指示書は当日限り有効です。
必ず八穂クリーンセンターへ搬入する日に市役所までお越しください。
- 搬入できる・できないごみの種類がありますので、
本分別早見表を必ずご確認ください。
- ごみを搬入する際は**原則申請者本人**が搬入してください。
他人のごみを搬入することはできません。
（本人が搬入できない場合は環境課にご相談ください）
- 愛西市外に在住であっても、愛西市内で発生したごみであれば搬入が可能です。
その際は、発生場所が愛西市内であることが分かるもの（住所の書かれた郵便物等）を
お持ちください。
- 水曜日の搬入は他のごみの処理状況により、時間がかかる場合があります。
- トラックなど、荷台での作業時には**ヘルメットの着用**が必要です。